標柱八号から八四度四一分二一秒　九号
一五六・九七九メートルの地点
標柱九号から一三七度二五分三秒　十号
一一八・四二九メートルの地点
標柱十号から九四度一〇分五九秒　十一号
九一・四三八メートルの地点
標柱十一号から一四度六分一九秒　十二号
一一四・四四四メートルの地点
標柱十二号から一〇一度一九分四四秒　十三号
一〇九・四七九メートルの地点
標柱十三号から七二度三一分一九秒　十四号
一三〇・一二六メートルの地点
標柱十四号から九四度五九分六秒　十五号
一六七・九八一メートルの地点
標柱十五号から七一度一六分二二秒　十六号
一三三・三六五メートルの地点
標柱十六号から一二九度四一分一一秒　十七号
二〇〇・〇五三メートルの地点
標柱十七号から一五五度一五分一三秒　十八号
七八・〇一九メートルの地点
標柱十八号から一七三度五四分六秒　十九号
一一一・二二三メートルの地点
標柱十九号から一五七度一七分三〇秒　二十号
九九・四七七メートルの地点
標柱二十号から一六七度〇分五一秒　二十一号
四五九・一一一メートルの地点
標柱二十一号から一八二度一二分〇秒　二十二号
一五四・九九九メートルの地点
標柱二十二号から一四八度一一分二二秒　二十三号
三四八・四三六メートルの地点
標柱二十三号から三〇九度三一分一五秒　二十四号
二八三・七〇七メートルの地点
標柱二十四号から三二八度三八分七秒　二十五号
九五・四〇一メートルの地点
標柱二十五号から二八五度五二分二九秒　二十六号
三八一・八八三メートルの地点
標柱二十六号から二五八度八分一三秒　二十七号
二五三・二四九メートルの地点
標柱二十七号から二七五度七分五五秒　二十八号
三七七・七一四メートルの地点
標柱二十八号から三一六度五分三五秒　二十九号
四二六・九四三メートルの地点
標柱二十九号から三〇五度一八分四四秒　三十号
三四三・六五八メートルの地点
標柱三十号から三一三度四一分五〇秒　三十一号
八七・二四三メートルの地点
標柱三十一号から二七七度三四分三一秒　三十二号
一一一・三二七メートルの地点
標柱三十二号から二五五度八分四八秒　三十三号
一四九・六〇六メートルの地点

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
土沢及び高平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
新潟県南魚沼市高倉山地内三等三角点高倉を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第六十四号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から二一度三分八秒　一号
二三八七・三二六メートルの地点
標柱一号から二六度二六分一五秒　二号
一九八・八五〇メートルの地点
標柱二号から三五度四六分三五秒　三号
一一九・〇六八メートルの地点
標柱三号から四三度五分五五秒　四号
一三九・二四三メートルの地点
標柱四号から五三度一四分四秒　五号
二八三・三〇二メートルの地点
標柱五号から三七度五〇分一三秒　六号
一一二・八三三メートルの地点
標柱六号から三五三度二七分五五秒　七号
七九・一一八メートルの地点
標柱七号から五度四〇分五四秒　八号
一二六・五六五メートルの地点
標柱八号から三四度三三分一三秒　九号
一一三・九八八メートルの地点
標柱九号から三三一度五二分二四秒　十号
一〇八・八二一メートルの地点
標柱十号から三五六度二一分八秒　十一号
六六・八〇二メートルの地点
標柱十一号から八度四九分二七秒　十二号
一四九・七〇四メートルの地点
標柱十二号から五六度二一分八秒　十三号
一二一・七六八メートルの地点
標柱十三号から三六度四九分二秒　十四号
一一二・八二九メートルの地点
標柱十四号から五度五七分五八秒　十五号
五五・一七六メートルの地点
標柱十五号から三七度一四分二〇秒　十六号
四四・七〇五メートルの地点
標柱十六号から五七度二六分一六秒　十七号
一四三・一二六メートルの地点
標柱十七号から二三度二八分三五秒　十八号
三八・八〇〇メートルの地点
標柱十八号から六六度五七分一四秒　十九号
一〇六・九二六メートルの地点

標柱十九号から七六度五分九秒　二十号
一八二・九七六メートルの地点
標柱二十号から五三度四四分五七秒　二十一号
一七五・二二六メートルの地点
標柱二十一号から一〇度二八分七秒　二十二号
二〇九・一五五メートルの地点
標柱二十二号から一四〇度二〇分一〇秒　二十三号
八〇・三七七メートルの地点
標柱二十三号から一六四度三一分一五秒　二十四号
一〇六・四四六メートルの地点
標柱二十四号から一七三度三六分一七秒　二十五号
八四・七三一メートルの地点
標柱二十五号から一六三度一七分四七秒　二十六号
九八・六九一メートルの地点
標柱二十六号から一八一度二九分四一秒　二十七号
五六・七三四メートルの地点
標柱二十七号から二〇〇度三分二五秒　二十八号
二〇一・六一〇メートルの地点
標柱二十八号から一七三度五一分四秒　二十九号
六四・四一七メートルの地点
標柱二十九号から一四二度四七分四〇秒　三十号
九四・四四五メートルの地点
標柱三十号から二〇二度四四分九秒　三十一号
二九八・九六〇メートルの地点
標柱三十一号から一八八度二五分二〇秒　三十二号
五九・五三六メートルの地点
標柱三十二号から二〇一度三〇分五六秒　三十三号
八八・三四二メートルの地点
標柱三十三号から二三九度二一分一〇秒　三十四号
一五二・一六二メートルの地点
標柱三十四号から二二一度二九分四七秒　三十五号
一六八・四一〇メートルの地点
標柱三十五号から一九八度一八分三秒　三十六号
一〇〇・一三四メートルの地点

○東北地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　いわき都市計画緑地事業八号薄磯沼ノ内防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年一月二十二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県いわき市平沼ノ内字浜街並びに平薄磯字北ノ作、字北街、字中街、字南街及び字小塚地内
使用の部分　福島県いわき市平沼ノ内字浜街地内並びに字浜街地先

標柱三十六号から一七五度三四分一秒　三十七号
七七・〇二九メートルの地点
標柱三十七号から二三〇度五九分五五秒　三十八号
二〇〇・一五五メートルの地点
標柱三十八号から一八五度三九分二六秒　三十九号
一七六・三〇七メートルの地点
標柱三十九号から一一七度四三分一秒　四十号
九九・五八二メートルの地点
標柱四十号から一三三度一三分五一秒　四十一号
五九・九六四メートルの地点
標柱四十一号から一七八度二〇分四八秒　四十二号
一八〇・二三三メートルの地点
標柱四十二号から二五一度一一分五四秒　四十三号
八三・七二一メートルの地点
標柱四十三号から三五八度二〇分四七秒　四十四号
一六三・〇五二メートルの地点
標柱四十四号から二六五度五七分六秒　四十五号
一二四・一九三メートルの地点
標柱四十五号から三二九度五八分一秒　四十六号
一一八・五四三メートルの地点
標柱四十六号から三三二度二八分二〇秒　四十七号
一六一・七八〇メートルの地点
標柱四十七号から三五一度三分八秒　四十八号
一一三・一八五メートルの地点
標柱四十八号から〇度二三分一三秒　四十九号
一二〇・四一七メートルの地点
標柱四十九号から二二一度一四分五四秒　五十号
五七・七一九メートルの地点
標柱五十号から二三三度一四分五秒　五十一号
二八七・〇二一メートルの地点
標柱五十一号から二二三度五分五五秒　五十二号
一二七・〇三〇メートルの地点
標柱五十二号から二一五度四六分三五秒　五十三号
九〇・四一八メートルの地点
標柱五十三号から一九三度三分四二秒　五十四号
一七九・二六九メートルの地点